平成２４年（フ）第５３号
愛媛県西予市宇和町上松葉686番地　フェアリーヒル202号
債務者　清水　恵美
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第２４６号
北九州市小倉南区徳力団地84番407号
債務者　牧之瀬幸雄
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２５０号
北九州市八幡西区平尾町９番５―410号
債務者　田村　京子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５８０号
北九州市小倉北区中井２丁目８番13号、住民票上の住所北九州市小倉北区中井４丁目６番６―1109号
債務者　後藤　泰子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５９８号
福岡県中間市中尾４丁目１番２―602号
債務者　吉栁　里美（旧姓土田）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３３８号
大分市大字猪野1241番地の９
債務者　江藤　　豊
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２５３号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名3870番地４　石田勝宏方、住民票上の住所宮崎市大工１丁目５番50号　永吉大工町ビル112号
債務者　日高　展江
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２５５号
宮崎県西都市三宅4426―２、住民票上の住所宮崎県西都市大字妻50番地
債務者　濵砂　直子（旧姓城塚）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６２号
宮崎市生目台西２丁目５番地１　県営住宅２棟10号
債務者　児玉　　旭
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６５号
鹿児島県姶良市平松7476番地８　パークアベニュー103号
債務者　竹之内俊一
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
鹿児島県鹿屋市上高隈町62番地３、前住所鹿児島県鹿屋市上高隈町280番地２
債務者　野田　宏文
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
神戸市西区伊川谷町潤和812番地の２　アンサードリームＮＫＴ208号、前住所兵庫県加古川市別府町新野辺164番地の８
債務者　藤本　　均
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
神戸市西区井吹台西町１丁目２番地３―701号
債務者　竹内　勝美
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１７５号
兵庫県明石市旭が丘２番26号、前住所兵庫県明石市魚住町住吉２丁目28番１号
債務者　西田　吉照
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
兵庫県神戸市西区北別府１丁目1268番地レオパレスアズサ304号
債務者　廣畑　耕平
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
神戸市西区秋葉台３丁目14番地の７、前住所神戸市中央区若菜通４丁目２番４号　ＮＫラポート602号
債務者　藤原　正典
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１８７号
兵庫県明石市松が丘４丁目２番26―301号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬344番地グランプレステージ神戸神陵台502号
債務者　岡本　芳勝
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係